この資料は業務の参考のための仮訳です。 利用者が当情報を用いて行う行為については、 利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM 19

規制有害動植物リストのための指針

2003 年採択; 2016 年出版

FAO は、この文献の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAO を情報源及び著作権者として示し、かつ FAO が使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するかのような表現を避ける限りにおいて、私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複写、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が <u>www.ippc.int</u>でダウンロードできることを付記すること。

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは http://www.fao.org/contact-us/licenc erequest を通じて行うか、copyright@fao.org に連絡すること。

FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト(<u>www.fao.org/publications</u>)で入手が可能であり、また publicationssales@fao.org を通じて購入できる。

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関(FAO)のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

出版の過程

基準の公式な部分ではない

1994 年 5 月 TC-RPPOs がトピック検疫有害動植物に対する有害動植物リスト(1994-005)を追加。

1995 年 9月 TC-RPPOs が高い優先度のトピックに言及。

1997 年 9 月 TC-RPPOs が高い優先度のトピック規制有害動植物リストの作成に言及。

1998 年 5 月 CEPM-5 がトピック規制有害動植物リストの作成のための指針に言及。

1999 年 10 月 ICPM-2 がトピック規制有害動植物リストを追加。

2000 年 1月 EWG が草案を作成。

2000 年 5 月 ISC が草案を修正し、MC での検討を承認。

2000年 6月 MC での検討。

2002年 11月 SC が採択のため草案を修正。

2003 年 4月 ICPM-5 が基準を採択。

ISPM 19. 2003. 規制有害動植物リストに関する指針 FAO, IPPC, ローマ

2015 年 6 月 IPPC 事務局はインク修正を組み入れ、CPM-10 (2015)から標準手続を削除後、基準を再構成。 出版の過程の最終更新日: 2015 年 12 月

目次

採択

序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

要件

- 1. 規制有害動植物リストの根拠
- 2. 規制有害動植物リストの目的
- 3. 規制有害動植物リストの作成
- 4. リスト化される有害動植物に関する情報
 - 4.1 必要な情報
 - 4.2 補足情報
 - 4.3 NPPO の責務
- 5. 規制有害動植物リストの維持
- 6. 規制有害動植物リストの可用性
 - 6.1 公的可用性
 - 6.2 規制有害動植物リストの要請
 - 6.3 様式及び言語

国際植物防疫条約 ISPM 19-3

採択

この基準は、2003年4月に第5回植物検疫措置に関する暫定委員会によって採択された。

序論

適用範囲

本基準は、規制有害動植物リストの作成、維持及び提供に関する手順を記述している。

参照

本基準は、その他の植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM) も参照している。ISPM は IPP (https://www.ippc.int/core-activities/standards-setting/ispms.) で入手可能である。

IPPC. 1997. International Plant Protection Convention. Rome, IPPC, FAO.

定義

この基準で使用される植物検疫用語の定義は、ISPM 5 (植物検疫用語集) に記載されている。

要件の概要

国際植物防疫条約(IPPC)は、締約国が最善の努力を尽くして規制有害動植物のリストを作成、更新、提供することを要求している。

規制有害動植物リストは、植物検疫措置を講ずる対象となり得るすべての現行規制有害動植物を特定するために、輸入側締約国が策定する。品目別の規制有害動植物の特定リストは、これらのリストの一部である。特定リストは、特定の品目の認証のために規制有害動植物を指定するための手段として、要請があれば輸出側締約国の国家植物防疫機関(NPPO)に対して提供される。

暫定又は緊急措置の対象となるものを含む検疫有害動植物及び規制非検疫有害動植物もリスト化すべきである。リスト作成に付随して必要な情報には、有害動植物の学名、有害動植物の分類、及びその有害動植物を対象に規制される品目又はその他の対象物が含まれる。シノニム並びにデータシートの参照及び関連法令の参照のような補足情報を示すことができる。これらのリストの更新は、有害動植物を追加又は削除するときに、あるいは必要な情報又は補足情報を変更するときに必要である。

リストは、IPPC 事務局、締約国が加盟している地域植物防疫機関 (RPPO)、さらに要請があればその他の締約国に提供すべきである。これは、電子的に行ってもよいが、FAO の言語ですべきである。要請は、できる限り具体的な内容にすべきである。

ISPM 19-4 国際植物防疫条約

要件

1. 規制有害動植物リストの根拠

IPPC (1997) の7条2 (i) は次のように述べている:

締約国は最善の努力を尽くし、学名を用いて規制有害動植物のリストを作成・更新する。またかようなリストを IPPC 事務局、自らが加盟する地域植物防疫機関、さらに要請があればその他の締約国に提供するものとする。

従って IPPC の締約国は、最善の努力を尽くして規制有害動植物リストを作成・提供する明白な義務を負っている。これは、植物検疫要求事項、制限及び禁止に関する第7条の規定(第7条2(b)) 並びに植物検疫要求事項に関する論理的根拠の規定(第7条2(c))と密接に関係している。

更に、条約に付属している証明書(植物検疫証明書様式)は、下記に言及することによって規制有 害動植物リストが必要であることを示唆している:

- 輸入側締約国が指定する検疫有害動植物
- 規制非検疫有害動植物を含む輸入側締約国の植物検疫要求事項。

規制有害動植物リストの入手は、輸出側締約国が植物検疫証明書を正しく発給する一助となる。例えば、規制有害動植物リストが輸入側締約国から提供されない場合、輸出側締約国は、自らが植物検疫上問題であると信ずる有害動植物についてしか証明することができない(植物検疫証明書に関して ISPM 12 (植物検疫証明書) 参照)。

有害動植物を規制することの正当性は、下記を要求している IPPC の規定に対応している。

- 有害動植物が、規制すべき検疫有害動植物または規制非検疫有害動植物に関する定義基準を 満たしていること(第2条1「規制有害動植物」)
- 規制有害動植物のみが植物検疫措置の対象であること(第6条2)
- 植物検疫措置が技術的に正当化されること (第6条1 (b))
- ー 病害虫リスクアナリシス (PRA) が技術的正当化の基礎となること (第2条1「技術的正当化」)。

2. 規制有害動植物リストの目的

輸入側締約国は、有害動植物の侵入及び/又はまん延を防ぐ一助にすると共に、透明性を高めることにより安全な貿易を促進するために、規制有害動植物リストを作成し、更新する。これらのリストは、締約国により検疫有害動植物又は規制非検疫有害動植物であると決定された有害動植物を特定する。

輸入側締約国は、植物検疫証明を含め、特定の輸入品目について検査、検定又はその他の特定の手続きを必要とする有害動植物を輸出側締約国に知らせる方法として、リストの一部とすべき規制有害動植物の特定リストを輸出側締約国に示すことができる。

また、規制有害動植物リストは、類似する植物検疫問題を共有するいくつかの締約国が、締約国グループ又は地域が規制すべき有害動植物について取り決める場合の、植物検疫措置の調和のベースとして有用である。これは地域植物防疫機関(RPPO)を通して実行されることもある。

規制有害動植物リストの作成に際して、数ヶ国の締約国が非規制有害動植物を特定している。かような有害動植物リスト作成は義務ではない。締約国は非規制有害動植物(IPPC 第6条2)に対する植物検疫措置を必要としない。然しながらこの情報の提供は例えば検査を容易にするのに有用であり得る。

国際植物防疫条約 ISPM 19-5

3. 規制有害動植物リストの作成

規制有害動植物リストは、輸入側締約国が作成し維持する。リスト化される有害動植物は、NPPO が次の植物検疫措置を必要とすると決定したものである。

- 暫定又は緊急措置を必要とする有害動植物を含む検疫有害動植物あるいは
- 一 規制非検疫有害動植物。

規制有害動植物リストには、或る一定の状況においてのみ措置が必要な有害動植物を含めることができる。

4. リスト化される有害動植物に関する情報

4.1 必要な情報

リスト化される有害動植物に付随して必要な情報には以下のものが含まれる。

有害動植物の名称。 PRAにより正当と認められた分類レベルで、有害動植物の学名をリスト化に使用する (ISPM 11 (*検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス*) も参照)。学名には(必要な場合) 典拠を含めると共に、当該の分類グループに関する一般用語(例えば昆虫、軟体動物、ウイルス、菌類、線虫)を補足すべきある。

規制有害動植物の分類。 存在しない検疫有害動植物、存在するが広くは分布しておらず公的防除の下にある検疫有害動植物、あるいは規制非検疫有害動植物がそれである。有害動植物リストはこれらの分類を使用して整理することができる。

規制対象物との関連。 リスト化された有害動植物について規制対象と指定されている寄主 品目またはその他の物品。

上述のうちのどれについてであれ、コードを使用する場合には、そのリストに責任を負う締約国は、 それの適切な理解及び使用のために適切な情報も提供すべきである。

4.2 補足情報

必要なら提供してよい補足情報には次のものがある。

- シノニム
- 関係法令、規則又は要求事項への参照
- 有害動植物データシート又は PRA への参照
- 暫定又は緊急措置への参照。

4.3 NPPO の責務

NPPO は、規制有害動植物リストを作成し規制有害動植物の特定リストを作成する手続きについて責任を負う。必要な PRA 及びその後のリスト作成に使用する情報は、締約国のその他機関、他の NPPO (とりわけ輸出側締約国の NPPO が証明目的で特定リストを要求する場合)、RPPO、学会、科学研究者及びその他情報源を含め、NPPO 内外の様々な情報源から得ることができる。

5. 規制有害動植物リストの維持

締約国は規制有害動植物リストを維持する責任を負う。これにはリストの更新及び適切な記録管理が含まれる。

規制有害動植物リストは、有害動植物を追加または削除した場合、あるいはリストにした有害動植物の分類が変化した場合、あるいはリストにした有害動植物に関する情報を追加又は変更した場合

ISPM 19-6 国際植物防疫条約

に、更新が必要である。以下に、これらのリストの更新についてのより一般的な理由のいくつかを示す。

- 禁止、制限又は要求事項の変更
- ペストステータスの変化(ISPM 8 (ある地域におけるペストステータスの決定)参照)
- 新規又は改訂 PRA の結果
- 分類学上の変更。

有害動植物リストの更新は、修正の必要性を確認したら直ちに実施すべきである。必要なら、法律文書の正式変更をできる限り速やかに採択すべきである。

NPPO は、参照のため、及び紛争に関わる可能性のある照会に対する対応を容易にするために、有害動植物リストの変更についての適当な記録(例えば変更理由、変更期日)を長期間保持することが望ましい。

6. 規制有害動植物リストの可用性

リストは法令、規則、要求事項又は行政上の決定に含めることができる。締約国は、対応し易い方法でリストを作成、維持、提供するための運用の仕組みを確立すべきである。

IPPC はリストの公的可用性及び使用言語について規定を設けるべきである。

6.1 公的可用性

IPPC は、締約国が規制有害動植物リストを IPPC 事務局及び自らが加盟している RPPO に提供することを要求する。締約国はさらに、要請があれば他の締約国にもかようなリストを提供する義務がある (IPPC 第7条2 (i))。

規制有害動植物リストは IPPC 事務局に公式に提供すべきである。これは、文書で行ってもよく、あるいはインターネットを含め電子的な形態で行ってもよい。

有害動植物リストを RPPO に提出する方法は各機関内で決定する。

6.2 規制有害動植物リストの要請

NPPO は他の NPPO に、規制有害動植物のリスト又は規制有害動植物の特定リストを要請できる。一般的に要請は、その締約国に関わる有害動植物、品目及び状況についてできる限り具体的な内容にすべきである。

要請には下記のものが考えられる。

- 特定の有害動植物に関する規制状態の明確化
- 証明目的での検疫有害動植物の指定
- 特定の品目に関する規制有害動植物リストの入手
- いかなる特定の品目とも関連の無い規制有害動植物に関する情報
- 以前に提供された有害動植物リストの更新。

NPPO は、植物検疫証明に必要なリストの要請を第一に優先した上で、あるいは商取引されている品目の動きを容易にするために、有害動植物リストを適時に提供すべきである。規則に含まれている有害動植物リストで充分と考えられる場合には規則の写しを提供してよい。

有害動植物リストの要請も対応も共に公的な連絡部署を通すべきである。入手可能な場合にはIPPC 事務局が有害動植物リストを提供してもよいが、かような提供は非公式とする。

6.3 様式及び言語

国際植物防疫条約 ISPM 19-7

IPPC 事務局に提供される規制有害動植物リスト及び締約国からの要請に応じて提供される規制有害動植物リストは、FAOの5つの公式言語 (IPPCの第19条3 (c) で要求されている) のうちの1つで提供すべきである。

有害動植物リストは、電子的方法によって、または適切に構築されたインターネットウェブサイト へのアクセスによって提供してもよい。但し、それが可能であることを締約国が示すと共に、相手 組織がかようなアクセスの能力を持ち、且つかような送信形態を利用する意志のあることを示すことが条件である。

ISPM 19-8 国際植物防疫条約